

有機じ合物排出施設 の構造等の改修等の 命令									
16 同法第8条第1項 又は第3項の規定こ よる一般粉じん発生 施設の設置又は構造 等の変更の届出の受 理								○	総合事務所長
17 同法第8条の2第 1項の規定による一 般粉じん発生施設と なった際の届出の受 理								○	総合事務所長
18 同法第8条の4の 規定による一般粉じ ん発生施設ごついで の基準に従うべきこ と等の命令								○	総合事務所長
19 同法第8条の6第 1項又は第3項の規 定による特定粉じん 発生施設の設置又は 構造等の変更の届出 の受理								○	総合事務所長
20 同法第8条の7第 1項の規定による特 定粉じん発生施設と なった際の届出の受 理								○	総合事務所長
21 同法第8条の8の 規定による特定粉じ ん発生施設に関する 計画の変更等の命令								○	総合事務所長
22 同法第8条の11の 規定による特定粉じ ん発生施設の構造等 の改修等の命令								○	総合事務所長
23 同法第8条の15第 1項又は第2項の規 定による特定粉じん 排出作業の実施の 届出の受理								○	総合事務所長
24 同法第8条の16の 規定による特定粉じ ん排出作業の方法 に関する計画の変更 の命令								○	総合事務所長
25 同法第8条の18の 規定による特定粉じ ん排出作業ごついで の作業基準に従う こと等の命令								○	総合事務所長
26 同法第20条の規定 による自動車排出ガ スの濃度の測定								○	
27 同法第21条第1項 の規定による公安委 員会に対する要請	○								
28 同法第21条第2項 の規定による道庁管 理者又は関係行政機 関の長に対する意見 陳述	○								
29 同法第23条第1項 の規定による緊急時 の一般への周知及び ばい煙の排出量の減 少等ごついでに協力の 要請	○								
30 同法第23条第2項 の規定によるばい煙 排出量に対する必要	○								





	13	同法第4条の7第4項(第14条の7第5項において引用する場合を含む。)の規定による生活排水対策重点地域の指定の公示	○						
	14	同法第4条の8第5項の規定による市町村に対する助言及び勧告	○						
	15	同法第6条第1項の規定による公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画の作成	○						
	16	同法第7条の規定による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表	○						
	17	同法第22条第1項の規定による特定施設の状況等の報告の要求及び特定事業場への立入検査						○	総合事務所長
	18	同法第23条第4項の規定による鉱山保安法等の規定による措置を執るべきことの要請	○						
	19	同法第24条第2項の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要求等	○						
五 水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第6条の規定による特定施設の設置等の届出に係る受理書の交付						○	総合事務所長
六 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第8条の規定による汚水の処理の方法の改善等の命令						○	総合事務所長
	2	同法第10条の規定による汚水の処理の方法の改善等の命令						○	総合事務所長
	3	同法第22条第2項の規定による鉱山保安法等の規定による措置を執るべきことの要請	○						
	4	同法第4条の規定によるみなし特定施設となつた際の届出の受理等						○	総合事務所長
	5	同法第5条の規定による指定施設の設置の届出の受理						○	総合事務所長
	6	同法第6条の規定による指定施設となつた際の届出の受理						○	総合事務所長
	7	同法第7条の規定による指定施設の構造等の変更の届出又は指定施設の設置者の氏名の変更等の届出の受理						○	総合事務所長

	8	同法第8条第2項の規定による指定施設に係る地位の承継の届出の受理							○	総合事務所長
	9	同法第20条第1項又は第2項(同法第22条において準用する場合を含む。)の規定による指定施設の構造等の改善の勧告又は命令							○	総合事務所長
	10	同法第21条第1項(同法第22条において準用する場合を含む。)の規定による指定施設の状態等の報告の要求及び指定施設を設置している場所の立入検査							○	総合事務所長
	11	同法第24条の規定による指導、助言及び勧告							○	総合事務所長
	12	同法第28条第1項の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要求等	○							
七 騒音規制法(昭和43年法律第88号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第3条第1項の規定による地域の指定	○							
	2	同法第3条第2項の規定による関係市町長長の意見の聴取	○							
	3	同法第3条第3項(同法第4条第3項において準用する場合を含む。)の規定による地域の指定等の公示	○							
	4	同法第4条第1項の規定による規制基準の設定	○							
	5	同法第8条の規定による自動申請騒音の状況の常時監視						○		
	6	同法第9条の規定による自動申請騒音の状況の公表	○							
	7	同法第22条の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要求等	○							
八 振動規制法(昭和61年法律第4号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第3条第1項の規定による地域の指定	○							
	2	同法第3条第2項の規定による関係市町村長の意見の聴取	○							
	3	同法第3条第3項(同法第4条第3項において準用する場合を含む。)の規定による地域の指定等の公示	○							
	4	同法第4条第1項の規定による規制基準の設定	○							
	5	同法第20条の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要求等	○							
九 悪臭防止	1	同法第3条の規定	○							

法(昭和6年法律第1号)に基づく知事の権限に属する事務	による規制地域の指定									
	2 同法第4条の規定による規制基準の取組	○								
	3 同法第5条第1項又は第2項の規定による関係市町村長の意見の聴取	○								
	4 同法第6条の規定による規制地域の指定等の公示	○								
	5 同法第9条第1項の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要求	○								
十 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和6年法律第107号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第3項(同法第4条第3項、第5条第3項又は第6条第2項を含む。)の規定による公害防止締結者、公害防止管理者、公害防止主任管理者又は公害防止管理者の代理者若しくは公害防止主任管理者の代理者の選任等の届出の受理							○		総合事務所長
	2 同法第10条の規定による公害防止締結者等の解任の命令	○								
	3 同法第11条第1項の規定による公害防止締結者等の職務の実施状況の報告の要求又は特定工場への立入検査								○	総合事務所長
十一 鳥取県公害防止条例(昭和6年鳥取県条例第36号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1 同条例第7条の規定による、煙煤系特定施設の新設の届出の受理								○	総合事務所長
	2 同条例第18条の規定による、煙煤系特定施設となった際の届出の受理								○	総合事務所長
	3 同条例第19条の規定による、煙煤系特定施設の新設等の変更の届出の受理								○	総合事務所長
	4 同条例第20条の規定による、煙煤系特定施設に関する計画の変更等の命令								○	総合事務所長
	5 同条例第21条第2項の規定による、煙煤系特定施設の新設等の制限期間の短縮								○	総合事務所長
	6 同条例第22条(同条例第21条第1項において準用する場合を含む。)の規定による、煙煤系特定施設の新設等の氏名の変更等の届出の受理								○	総合事務所長
	7 同条例第23条第3項(同条例第22条第1項において準用する場合を含む。)の規定による、煙煤系特定施設に係る地位								○	総合事務所長



	23	同条例第39条の規定による公害を防止するため必要は措置の要求							○	総合事務所長	
	24	同条例第30条第1項の規定による報告の要求及び工場等への立入検査 (一) 20に係るもの ア 日野総合事務所の所管区域に係るもの イ ア以外のもの (二) (一)以外のもの						○	○	総合事務所長 総合事務所長	
十二 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第2条第1項の規定による特定施設の設置の届出の受理							○	総合事務所長	
	2	同法第3条第1項の規定による特定施設となった際の届出の受理							○	総合事務所長	
	3	同法第3条第2項の規定による水質基準改善施設が大気基準適用施設となった際の届出等の受理							○	総合事務所長	
	4	同法第4条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受理							○	総合事務所長	
	5	同法第5条の規定による特定施設の構造等に関する計画の変更等の命令							○	総合事務所長	
	6	同法第7条第2項の規定による特定施設の設置等の制限期間の短縮							○	総合事務所長	
	7	同法第8条の規定による特定施設の設置者の氏名の変更等の届出の受理							○	総合事務所長	
	8	同法第9条第3項の規定による特定施設の設置者等の地位の承継の届出の受理							○	総合事務所長	
	9	同法第22条第1項の規定による特定施設の構造の改善等の命令							○	総合事務所長	
	10	同法第23条第2項の規定による事故の状況の通報の受理							○	総合事務所長	
	11	同法第23条第3項の規定による事故の拡大又は再発の防止のため必要は措置の命令							○	総合事務所長	
	12	同法第27条第3項の規定による大気等の汚染の状況に係る調査測定の結果の公表		○							
	13	同法第27条第4項の規定による土壌の汚染の状況の調査測定のための土地への立入り等								○	総合事務所長
	14	同法第28条第3項の規定による排出ガス等の汚染の状況の								○	総合事務所長



		測定の結果の報告の徴収								
	15	同法第8条第4項の規定による排出ガス等の汚染の状態の測定の結果の公表	○							
	16	同法第4条第1項の規定による特定施設の状況等の報告の徴収又は特定事業場への立入検査の実施						○	総合事務所長	
	17	同法第35条第3項の規定による行政機関の長に対する措置の要請	○							
	18	同法第36条第2項の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要請等	○							
十三	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令第67号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第5条の規定による特定施設の設置等の届出に係る受理書の交付						○	総合事務所長	
十四	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第66号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第3項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び廃棄量の届出の受理					○			
		2 同法第5条第3項の規定による届出に関する意見の申出					○			
		3 同法第7条第5項の規定による特定化学物質の届出に係る第一種指定化学物質の排出量等に関する事項についての主務大臣への説明の要請					○			
		4 同法第8条第5項の規定による届出事項の集計及び結果の公表					○			
		5 同法第3条の規定による国試実施する調査に関する資料提供の要求及び意見の申出					○			
		6 同法第7条第3項の規定による指定化学物質等取扱事業者に対する技術的助言等						○	総合事務所長	
		7 同法第7条第4項の規定による国民の理解を深めるための教育訓練等					○			
		8 同法第7条第5項の規定による必要な人材の育成	○							
十五	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則	1 同規則第12条第1項の規定による電子情報処理機構を使用した届出の受理						○		
		2 同規則第12条第3項による変更等の届出の受理						○		

(平成13年 内閣府・財 務省・文部 科学省・厚 生労働省・ 農林水産省 ・経済産業 省・国土交 通省・環境 省令第1号 )に基づく 知事の権限 に属する事 務  十六 土質汚 染対策法(平 成14年法 律第3号) に基づく知 事の権限に 属する事務	3	同規則第12条第4項による電子情報処理施設の使用の停止						○							
	1	同法第3条第1項の規程による調査報告の受理							○	総合事務所長					
	2	同法第3条第1項ただし書の規程による確認								○	総合事務所長				
	3	同法第3条第3項の規程による報告又は報告の内容の是正の命令									○	総合事務所長			
	4	同法第4条第1項の規程による調査結果の報告の命令 (一) 日野総合事務所 の所管区域に係 るもの (二) (一)以外のもの							○			○	総合事務所長		
	5	同法第4条第2項の規程による調査の実施 (一) 日野総合事務所 の所管区域に係 るもの (二) (一)以外のもの							○				○	総合事務所長	
	6	同法第5条第1項の規程による区域の指定							○						
	7	同法第5条第2項の規程による区域の指定の公告							○						
	8	同法第5条第4項の規程による指定区域の解除							○						
	9	同法第6条第1項の規程による指定区域台帳の調整及び保管								○					
	10	同法第7条第1項の規程による土地所有者等に対する措置命令 (一) 日野総合事務所 の所管区域に係 るもの (二) (一)以外のもの								○				○	総合事務所長
	11	同法第7条第2項の規程による汚濁防止施設等 の設置命令 (一) 日野総合事務所 の所管区域に係 るもの (二) (一)以外のもの								○				○	総合事務所長
12	同法第7条第3項において準用する同法第4条第2項の規定による措置の実施 (一) 日野総合事務所 の所管区域に係 るもの (二) (一)以外のもの								○				○	総合事務所長	

	の								
	13 同法第9条第1項の規程による土地の形質の変更の届出の受理 (一) 日野総合事務所所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの						○		○ 総合事務所長
	14 同法第9条第2項の規程による土地の形質の変更ご着手している旨の届出の受理 (一) 日野総合事務所所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの						○		○ 総合事務所長
	15 同法第9条第3項の規程による応答措置としての土地の形質の変更の届出の受理 (一) 日野総合事務所所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの						○		○ 総合事務所長
	16 同法第9条第4項の規程による土地の形質の変更に係る計画変更命令 (一) 日野総合事務所所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの						○		○ 総合事務所長
	17 同法第9条第1項の規程による報告要求及び立入検査 (一) 日野総合事務所所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの						○		○ 総合事務所長
	18 同法第30条の規定による協議						○		
	19 同法第31条第2項の規程による資料の送付等の要求等						○		
十七 土壤汚染対策法施行規則(平成4年環境省令第29号)に基づく知事の権限に属する事務	1 第2条第2項ただし書の規程による確認								○ 総合事務所長
	2 第2条第3項の規程による報告の受理								○ 総合事務所長
十八 下水道法(昭和33年法律第99号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条の2第4項の規程による流域別下水道整備総合計画の決定に係る意見の聴取又は同条第7項において準用する同法第2条の2第4項の規程による同計画の変更に係る意見の聴取						○		
	2 同法第2条の2第5項の規程による流域別下水道整備総合計画の決定に係る意見の聴取及び国土交通大臣への協議又は同条第7条において準用する同法第2条						○		

の2第5項の規定による同種の変更に係る意見の聴取及び国土交通大臣への協議									
3 同法第4条第1項の規定による公共下水道の事業計画の認可及び変更の認可	○								
4 同法第25条の3第1項の規定による流域下水道の事業計画の認可の申請又は同条第4項において準用する同法第25条の3第1項の規定による同種の変更の認可の申請	○								
5 同法第25条の3第2項の規定による流域下水道の事業計画の決定に係る意見の聴取又は同条第4項において準用する同法第25条の3第2項の規定による同種の変更に係る意見の聴取	○								
6 同法第25条の7第1項の規定による流域下水道施設に係る使用の制限及び同条第2項の規定による流域専従公共下水道の管理者に対するその旨の通知						○		中部総合事務所長	
7 同法第25条の8の規定による流域専従公共下水道の管理者に対する原因調査の要請等						○		中部総合事務所長	
8 同法第25条の9の規定による他の施設又は工作物その他の物件の管理者との協議		○							
9 同法第25条の10において準用する同法第5条の規定による流域下水道に係る兼用工作物の工事の施工等に関する他の工作物の管理者との協議	○								
10 同法第25条の10において準用する同法第6条の規定による流域下水道の施設に関する工事等の承認		○							
11 同法第25条の10において準用する同法第7条の規定による流域下水道に係る兼用工作物の管理費用の負担についての協議	○								
12 同法第25条の10において準用する同法第8条の規定による流域下水道の施設の損壊等により必要を生じた工事の費用の負担の決定	○								
13 同法第25条の10において準用する同法第21条の規定による流域下水道からの放						○		中部総合事務所長	



	8	同法第33条第1項の規定による許可又は確認を付する条件の決定		○					
	9	同法第38条第1項の規定による許可の取消し若しくは条件の変更又は工事の中止等の命令及び同条第2項の規定による処分又は命令		○					
	10	同法第11条の規定による公共下水道管理者との協議		○					
二十 過疎地域自立促進特別措置法に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第5条第8項の規定による計画の負担金徴収に係る関係計画からの意見の聴取		○					
二十一 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出（特定行政官に対するものを除く。）の受理					○	総合事務所長	
	2	同法第5条第2項の規定による浄化槽の設置等の計画の改善の勧告					○	総合事務所長	
	3	同法第5条第4項の規定による浄化槽の設置等の届出（特定行政官に対するものを除く。）の内容が相当であると認めるとの通知					○	総合事務所長	
	4	同法第7条第2項（同法第11条第2項で準用する場合を含む。）の規定による指定検査機関からの検査結果の報告の受理					○	総合事務所長	
	5	同法第7条の2第1項の規定による浄化槽管理者に対する指導及び助言					○	総合事務所長	
	6	同法第7条の2第2項の規定による同法第7条第1項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告					○	総合事務所長	
	7	同法第7条の2第3項の規定による同条第2項の勧告に係る措置をとるべきことの命令					○	総合事務所長	
	8	同法第11条の2の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理					○	総合事務所長	
	9	同法第12条第1項の規定による浄化槽の保守点検又は清掃についての助言等及び同条第2項の規定による改修措置又は使用停止の命令					○	総合事務所長	
	10	同法第12条の2第1項の規定による浄化槽管理者に対する指導及び助言					○	総合事務所長	

	11	同法第2条の第2項の規定による同法第1条第1項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告							○	総合事務所長
	12	同法第2条の第3項の規定による同法第2項の勧告に係る措置をとるべきことの命令							○	総合事務所長
	13	同法第3条第1項の規定による浄化槽管理者等からの報告の徴収及び同法第2項の規定による事務所等への立入検査等							○	総合事務所長
	14	同法第7条第1項の規定による指定検査機関の指定		○						
二十二 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年鳥取県条例第20号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第5条第1項の規定による浄化槽保守点検業者の登録							○	総合事務所長
	2	同条例第6条第1項の規定による浄化槽保守点検業者の登録の拒否							○	総合事務所長
	3	同条例第10条第1項の規定による浄化槽保守点検業者の登録の抹消							○	総合事務所長
	4	同条例第15条第1項の規定による浄化槽保守点検業者の登録の取消し及び営業の停止の命令並びに同法第2項の規定による当該処分に係る聴聞の実施							○	総合事務所長
	5	同条例第16条第1項の規定による浄化槽保守点検業者からの報告の徴収及び同法第2項の規定による事務所等への立入検査等							○	総合事務所長
二十三 農業集落排水工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一) 請負対象総計金額(請負契約の締結時)が請負対象総計金額を変更した場合において、当初の請負対象総計金額、以下(二)及び(三)において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象総計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもの		○						
	2	同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象総計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象総計金額が1億円以上							○	総合事務所長

<p>2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>						○	総合事務所長
<p>3 同規則第5条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○		○				総合事務所長
<p>4 同規則第9条第1項の規定による入札参加者の指名 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○					○	総合事務所長
<p>5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>	○		○			○	総合事務所長
<p>6 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>	○		○			○	総合事務所長
<p>7 同規則第23条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下、水・大気環境法の項の二十三において同じ。)が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、変更後の請負対象設計金額)が5億円以上となる工事を含まないものに係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額)</p>	○		○				



	が5億円以上となる場合を除く。)に係るもの										
8	同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求								○	総合事務所長	
9	同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 請負対象総計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象総計金額を変更した場合に変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象総計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。)に係るもの (三) 請負対象総計金額が2億円未満の工事に係るもの	○									
10	同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令								○	総合事務所長	
11	同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求								○	総合事務所長	
12	同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 請負対象総計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象総計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象総計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる場合を除く。(三)及び(四)において同じ。)に係るもの (三) 請負対象総計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (四) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもの	○									
13	同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条の2第3項(同規則第28条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要と判断の決定 (一) 請負対象総計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象総計金額を変更	○									

<p>した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含まれる)に係るもの  (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。)に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○																																								
<p>14 同規程第9条第4項の規定による工事の内容の変更等  (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含まれる)に係るもの  (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)及び(四)において同じ。)に係るもの  (三) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの  (四) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○												○	総合事務所長																											
<p>15 同規程第10条前段の規定による工事の内容の変更等  (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含まれる)に係るもの  (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)及び(四)において同じ。)に係るもの  (三) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの  (四) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○												○	総合事務所長																											
<p>16 同規程第10条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止  (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対</p>	○																																								

<p>算額金額を変更した場合に変更後の請負対象算額金額が5億円以上となる工事(含れ)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象算額金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象算額金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)及び(四)において同じ。)に係るもの</p> <p>(三) 請負対象算額金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(四) 請負対象算額金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○										○	総合事務所長
<p>17 同規程第11条の規定による工期の延長の承認</p> <p>(一) 請負対象算額金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象算額金額を変更した場合に変更後の請負対象算額金額が5億円以上となる工事(含れ)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象算額金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象算額金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)及び(四)において同じ。)に係るもの</p> <p>(三) 請負対象算額金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(四) 請負対象算額金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○										○	総合事務所長
<p>18 同規程第12条第1項の規定による工期の短縮の要求</p> <p>(一) 請負対象算額金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象算額金額を変更した場合に変更後の請負対象算額金額が5億円以上となる工事(含れ)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象算額金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象算額金額が2億円以上5億円未満となる場合(含れ)に係るもの</p> <p>(三) 請負対象算額金額が2億円未満の工事(変更後の請負対象算額金額が2億円以上となる場合を除く。)に係るもの</p>	○											
<p>19 同規程第12条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期の変</p>												

<p>更の要求                  (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含まず。)に係るもの                  (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が2億円以上5億円未満となる場合を含む。)に係るもの                  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)に係るもの</p>	○	○																																	
<p>20 同規程第22条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定                  (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含まず。)に係るもの                  (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が2億円以上5億円未満となる場合を含む。)に係るもの                  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)に係るもの</p>	○	○																																	
<p>21 同規程第23条の規定による請負代金の額の変更の決定                  (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含まず。)に係るもの                  (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)に係るもの</p>	○	○																																	
<p>22 同規程第25条第5項の規定による費用の負担の協議                  (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金</p>	○																																		

<p>額が5億円以上となる工事を含まれるものに係るもの                  (二) 請負対象総計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。)に係るもの                  (三) 請負対象総計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○																																			
<p>23 同規程第8条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認</p>																																				
<p>24 同規程第9条第1項の規定による設計図書の変更の決定                  (一) 請負対象総計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象総計金額を変更した場合に変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる工事を含まれる)に係るもの                  (二) 請負対象総計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。)に係るもの                  (三) 請負対象総計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○																																			
<p>25 同規程第2条第1項(同規程第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託                  (一) 請負対象総計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象総計金額を変更した場合に変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる工事を含まれる)に係るもの                  (二) 請負対象総計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象総計金額が2億円以上5億円未満となる場合を含む。)に係るもの                  (三) 請負対象総計金額が2億円未満の工事(変更後の請負対象総計金額が2億円以上となる場合を除く。)に係るもの</p>	○																																			
<p>26 同規程第7条第1項の規定による工事が物の使用                  (一) 請負対象総計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象総計金額を変更</p>	○																																			

<p>した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含まる。)に係るもの  (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)及び(四)において同じ。)に係るもの  (三) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの  (四) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○										○	総合事務所長
<p>27 同規則第7条第3項の規定による増加費用の負担の決定  (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含まる。)に係るもの  (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。)に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○										○	
<p>28 同規則第8条第1項の規定によるかしの修補及び損書の賠償の請求  (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含まる。)に係るもの  (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)に係るもの</p>	○										○	
<p>29 同規則第9条第2項(同規則第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払  (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含まる。)に係るもの  (二) 請負対象設計</p>	○										○	総合事務所長

	金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの									
30	同規程第30条第2項の規定による前金払に係る認定							○	総合事務所長	
31	同規程第31条第2項の規定による請負代金の前金払 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含まず)に係るもの (二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの		○					○	総合事務所長	
32	同規程第36条第1項の規定による工事の仕業形部分等の確認							○	総合事務所長	
33	同規程第36条第4項の規定による請負代金の前金払 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含まず)に係るもの (二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの		○					○	総合事務所長	
34	同規程第37条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含まず)に係るもの (二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの		○					○	総合事務所長	
35	同規程第39条第1項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除 (一) 請負対象設計	○								







設以外の水道施設等 を使用して給水を開 始する旨の届出の受 理									
5 同法第4条第5項 の規定による料金を 変更した旨の届出の 受理			○						
6 同法第4条第6項 の規定による地方公 共団体以外の水道事 業者の供給条件の変 更の認可		○							
7 同法第26条の規定 による水道用水供給 事業の経営の認可		○							
8 同法第30条第1項 の規定による給水対 象等の変更の認可		○							
9 同法第35条第1項 の規定による水道事 業又は水道用水供給 事業の認可の取消し		○							
10 同法第36条第1項 の規定による水道事 業者又は水道用水供 給事業者に対する水 道施設の改善の指示 及び同法第2項の規 定による水道施設管 理者の変更の勧告							○	総合事務所長	
11 同法第37条の規定 による水道事業者又 は水道用水供給事業 者に対する給水の停 止の命令		○							
12 同法第38条第1項 の規定による地方公 共団体以外の水道事 業者に対する供給条 件の変更の認可の申 請をすべきことの命 令及び同法第2項の 規定による供給条件 の変更		○							
13 同法第41条の規定 による2以上の水道 事業者間若しくは2 以上の水道用水供給 事業者間又は水道事 業者と水道用水供給 事業者との間におい て、その事業を一体 として経営し、又は その給水区域の調整 を図るべき旨の勧告		○							
14 同法第42条第1項 の規定による地方公 共団体以外の水道事 業者からの当該水道 の水道施設等の買収 の認可及び同法第3 項の規定による買収 の届出報告について水 道事業者との協議が 調わずいとき等の裁 定		○							

略

略











<p>(一) 且野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>	○	○	総合事務所長						
<p>46 同法第5条第5項の規定による市町村長からの意見の聴取 (一) 且野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>	○	○	総合事務所長		○				
<p>47 同法第5条第6項の規定による利害関係者からの生活環境保全上の意見書の受理 (一) 且野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>	○	○	総合事務所長		○				
<p>48 同法第5条の2第2項(同法第5条の2の4第2項ごまゝ)で準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物処理施設等の過度の集中による大気環境基準確保の困難認定 (一) 且野総合事務所の所管区域に係るもの(処分態に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの</p>	○	○	総合事務所長		○				
<p>49 同法第5条の2第3項(同法第5条の2の4第2項ごまゝ)で準用する場合を含む。)の規定による専門的知識を有する者への意見聴取 (一) 且野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>	○	○	総合事務所長		○				
<p>50 同法第5条の2第5項(同法第5条の2の4第2項ごまゝ)で準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物処理施設の検査 (一) 且野総合事務所の所管区域に係るもの(処分態に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの</p>	○	○	総合事務所長		○				
<p>51 同法第5条の2の3において準用する同法第8条の5第4項の規定による維持管理費立金の額の通知</p>	○							○	保健所長
<p>52 同法第5条の2の4の規定による産業廃棄物処理施設の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する特例に係る届出の受理 (一) 且野総合事務所</p>	○				○				
<p>43 同法第5条第5項の規定による市町村長からの意見の聴取</p>	○								
<p>44 同法第5条第6項の規定による利害関係者からの生活環境保全上の意見書の受理</p>	○								
<p>45 同法第5条の2第2項(同法第5条の2の4第2項ごまゝ)で準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物処理施設等の過度の集中による大気環境基準確保の困難認定</p>	○								
<p>46 同法第5条の2第3項(同法第5条の2の4第2項ごまゝ)で準用する場合を含む。)の規定による専門的知識を有する者への意見聴取</p>	○								
<p>47 同法第5条の2第5項(同法第5条の2の4第2項ごまゝ)で準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物処理施設の検査 (一) 産業廃棄物の処分態に係るもの (二) (一)以外のもの</p>	○							○	保健所長
<p>48 同法第5条の2の4の規定による産業廃棄物処理施設の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する特例に係る届出の受理</p>	○								



所の所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの			○		総合事務所長
53 同法第5条の2の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の構造等の変更の許可 (一) 日野総合事務所所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの	○		○		総合事務所長
54 同法第5条の2の5第3項において準用する同法第9条第3項の規定による産業廃棄物処理施設の廃止等の届出又は同法第5条の2の5第3項において準用する同法第9条第4項の規定による産業廃棄物最終処分場の埋立処分の終了の届出の受理 (一) 日野総合事務所所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの	○		○		総合事務所長
55 同法第5条の2の5第3項において準用する同法第9条第5項の規定による産業廃棄物最終処分場の基査適合確認 (一) 日野総合事務所所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの	○		○		総合事務所長
56 同法第5条の2の5第3項において準用する同法第9条第6項の規定による欠格事由に関する届出の受理 (一) 日野総合事務所所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの	○		○		総合事務所長
57 同法第5条の2の6の規定による産業廃棄物処理施設の改善又は使用停止の命令 (一) 日野総合事務所所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。)	○				
49 同法第5条の2の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の構造等の変更の許可 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの ア 告示縦覧を要するもの イ ア以外のもの		○		○	保健所長
50 同法第5条の2の5第3項において準用する同法第9条第3項の規定による産業廃棄物処理施設の廃止等の届出又は同法第5条の2の5第3項において準用する同法第9条第4項の規定による産業廃棄物最終処分場の埋立処分の終了の届出の受理 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの ア 告示縦覧を要するもの イ ア以外のもの		○		○	保健所長
51 同法第5条の2の5第3項において準用する同法第9条第5項の規定による産業廃棄物最終処分場の基査適合確認	○				
52 同法第5条の2の6の規定による産業廃棄物処理施設の改善又は使用停止の命令 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの		○			



<p>(一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>					○										
<p>66 同法第5条の17第2項の規定による区域の指定の公告 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>			○												
<p>67 同法第5条の17第4項の規定による指定区域の削除 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>				○											
<p>68 同法第5条の18第1項又は第3項の規定による指定区域台帳の記載又は抹消の請求の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>				○											
<p>69 同法第5条の19第1項から第3項までの規定による土地の形質の変更の届出の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>				○											
<p>70 同法第5条の19第4項の規定による土地の形質の変更に関する変更命令 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>				○											
<p>71 同法第8条第1項の規定による報告の徴収</p>															○ 総合事務所長
<p>72 同法第9条第1項の規定による事務所等への立入検査</p>															○ 総合事務所長
<p>73 同法第9条の3の規定による改善の命令</p>															○ 総合事務所長
<p>74 同法第9条の5の規定による措置の命令 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>				○											○ 総合事務所長
<p>61 同法第5条の17第2項の規定による区域の指定の公告</p>					○										
<p>62 同法第5条の17第4項の規定による指定区域の削除</p>										○					
<p>63 同法第5条の18第1項の規定による指定区域台帳の記載及び保管並びに第3項の規定による関係の請求の受理</p>															○
<p>64 同法第5条の19第1項の規定による土地の形質の変更等の届出の受理</p>											○				
<p>65 同法第5条の19第2項の規定による土地の形質の変更着手している旨の届出の受理</p>												○			
<p>66 同法第5条の19第3項の規定による応急措置としての土地の形質の変更の届出の受理</p>													○		
<p>67 同法第5条の19第4項の規定による土地の形質の変更に係る計画の変更の命令</p>															○
<p>68 同法第8条第1項の規定による報告の徴収</p>															○ 保健所長
<p>69 同法第9条第1項の規定による事務所等への立入検査</p>															○ 保健所長
<p>70 同法第9条の3の規定による改善の命令</p>															○ 保健所長
<p>71 同法第9条の5の規定による措置の命令</p>												○			

<p>75 同法第9条の6の 規定による排出事業 者等に対する措置の 命令 (一) 日野総合事務 所の所管区域に係 るもの (二) (一)以外のも の</p>						○					○	総合事務所長
76 略												
77 略												
<p>78 同法第9条の10第 1項の規定による土 地の形質の変更に關 する措置命令 (一) 日野総合事務 所の所管区域に係 るもの (二) (一)以外のも の</p>						○					○	総合事務所長
<p>79 同法第9条の11第 1項又は第3項の規 定による最終処分場 の届出申請の承認又 は期間の請求の受理 (一) 日野総合事務 所の所管区域に係 るもの (二) (一)以外のも の</p>	○						○					総合事務所長
<p>80 同法第20条の2の 規定による廃棄物再 生事業者の登録 (一) 日野総合事務 所の所管区域に係 るもの (二) (一)以外のも の</p>		○					○					総合事務所長
<p>81 同法第21条の2第 1項又は第2項の規 定による事故等の届 出の受理又は措置命 令</p>							○					総合事務所長
<p>82 同法第23条の3の 規定による警察本部 長への意見聴取 (一) 日野総合事務 所の所管区域に係 るもの (二) (一)以外のも の</p>		○					○					総合事務所長
<p>83 同法第23条の4の 規定による警察本部 長からの意見の受理 (一) 日野総合事務 所の所管区域に係 るもの (二) (一)以外のも の</p>		○					○					総合事務所長
<p>84 同法第23条の5の 規定による関係行政 機関等への照会 (一) 日野総合事務 所の所管区域に係 るもの (二) (一)以外のも の</p>		○					○					総合事務所長
<p>二 廃棄物の 処理及び精 撤に関する 法律施行令 昭和46年 政令第300</p>	1	同令第9条の規 定による廃棄物再生 事業者の登録届明書 の交付 (一) 日野総合事務 所の所管区域に係					○					
<p>72 同法第9条の6の 規定による排出事業 者等に対する措置の 命令</p>	○											
73 略												
74 略												
<p>75 同法第9条の10第 1項の規定による土 地の形質の変更に關 する措置命令</p>						○						
<p>76 同法第9条の11第 1項又は第3項の規 定による最終処分場 の届出申請の承認又 は期間の請求の受理</p>	○											
<p>77 同法第20条の2の 規定による廃棄物再 生事業者の登録</p>		○										
<p>78 同法第21条の2第 1項の規定による事 故の状況及び議じた 措置の概要の届出の 受理</p>								○				保健所長
<p>79 同法第21条の2第 2項の規定による志 急の措置の命令</p>								○				保健所長
<p>80 同法第23条の3の 規定による警察本部 長への意見聴取</p>		○										
<p>81 同法第23条の4の 規定による警察本部 長からの意見の受理</p>		○										
<p>82 同法第23条の5の 規定による関係行政 機関等への照会</p>		○										
<p>二 廃棄物の 処理及び精 撤に関する 法律施行令 昭和46年 政令第300</p>	1	同令第7条の規 定による廃棄物再生 事業者の登録届明書 の交付					○					

号に基づく知事の権限に属する事務	るもの (一) (一)以外のもの の				○		総合事務所長
	2 同令第20条の規定による登録廃棄物再生事業者の変更の届出の受理 (一) 日野総合事務所 所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの の		○				総合事務所長
	3 同令第21条の規定による登録廃棄物再生事業者の林廃止の届出の受理 (一) 日野総合事務所 所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの の		○				総合事務所長
	4 同令第22条の規定による登録廃棄物再生事業者の登録の取消し (一) 日野総合事務所 所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの の		○				総合事務所長
三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第28号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の17の規定による特定一般廃棄物最終処分場設置者からの報告書の受理 (一) 日野総合事務所 所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの の				○		総合事務所長
	2 同規則第9条第2号の規定による産業廃棄物収集搬送の許可を要しない者の指定 (一) 日野総合事務所 所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの の		○				総合事務所長
	3 同規則第10条の3第2号の規定による産業廃棄物処分の許可を要しない者の指定 (一) 日野総合事務所 所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの の		○				総合事務所長
	4 同規則第12条の7の5(一)で準用する同規則第4条の17の規定による特定産業廃棄物最終処分場設置者からの報告書の受理 (一) 日野総合事務所 所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの の		○				総合事務所長
	5 同規則第12条の7の7第5項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についでの特例の届出に係る変更又は廃止の届出の受理						
号に基づく知事の権限に属する事務							
2 同令第18条の規定による登録廃棄物再生事業者の変更の届出の受理					○		
3 同令第19条の規定による登録廃棄物再生事業者の林廃止の届出の受理					○		
4 同令第20条の規定による登録廃棄物再生事業者の登録の取消し					○		
三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第28号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の17の規定による特定一般廃棄物最終処分場設置者からの報告書の受理				○		
	2 同規則第9条第2号の規定による産業廃棄物収集搬送の許可を要しない者の指定				○		
	3 同規則第10条の3第2号の規定による産業廃棄物処分の許可を要しない者の指定				○		
	4 同規則第12条の7の5(一)で準用する同規則第4条の17の規定による特定産業廃棄物最終処分場設置者からの報告書の受理				○		
	5 同令第2条の7の7第5項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についでの特例の届出に係る変更又は廃止の届出の受理					○	

	<p>理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のものの</p>	○	○			総合事務所長
<p>四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和68年鳥取県規則第8号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同細則第2条の2の規定による許可証の書換え交付 (一) 日野総合事務所 の所管区域に係るもの(告示縦覧を要するものに限り) (二) (一)以外のものの</p>			○		総合事務所長
	<p>2 同細則第3条の規定による一般廃棄物処理施設設置許可証の再交付 (一) 日野総合事務所 の所管区域に係るもの(告示縦覧を要するものに限り) (二) (一)以外のものの</p>			○	○	総合事務所長
	<p>3 同細則第4条の規定による一般廃棄物処理施設設置許可証の返納の受理 (一) 日野総合事務所 の所管区域に係るもの(告示縦覧を要するものに限り) (二) (一)以外のものの</p>			○	○	総合事務所長
	<p>4 同細則第6条の規定による産業廃棄物処理業等の許可証の再交付 (一) 日野総合事務所 の所管区域に係るもの(処分業に係るものに限り) (二) (一)以外のものの</p>	○	○			総合事務所長
	<p>5 同細則第7条において準用する同細則第4条の規定による産業廃棄物処理業等の許可証の返納の受理 (一) 日野総合事務所 の所管区域に係るもの(処分業に係るものに限り) (二) (一)以外のものの</p>	○	○			総合事務所長
	<p>6 同細則第8条第5項の規定による産業廃棄物再生利用業の事業の範囲の変更の指定 (一) 日野総合事務所 の所管区域に係るもの (二) (一)以外のものの</p>	○	○			総合事務所長
	<p>7 同細則第9条第1項の規定による産業廃棄物再生利用業の廃止の届出の受理 (一) 日野総合事務所 の所管区域に係るもの (二) (一)以外のものの</p>	○	○			総合事務所長

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和68年鳥取県規則第8号)に基づく知事の権限に属する事務

1 同細則第2条の2の規定による許可証の書換え交付  
(一) 告示縦覧を要するもの  
(二) (一)以外のものの

	○		○	保健所長		2 同細則第3条の規定による一般廃棄物処理施設設置許可証の再交付			○		○	保健所長
3 同細則第4条の規定による一般廃棄物処理施設設置許可証の返納の受理 (一) 告示縦覧を要するもの (二) (一)以外のものの		○	○		○	保健所長						
4 同細則第6条の規定による産業廃棄物処理業等の許可証の再交付 (一) 収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のものの		○	○		○	保健所長						
5 同細則第7条において準用する同細則第4条の規定による産業廃棄物処理業等の許可証の返納の受理 (一) 収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のものの		○	○		○	保健所長						
6 同細則第8条第5項の規定による産業廃棄物再生利用業の事業の範囲の変更の指定		○	○									
7 同細則第9条第1項の規定による産業廃棄物再生利用業の廃止の届出の受理		○	○									

8	同細則第9条第2項又は第3項の規定による産業廃棄物再生利用業の変更の届出の受理又は指定制の書換交付 (一) 日野総合事務所 所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				総合事務所長
9	同細則第10条の規定による産業廃棄物再生利用業の指定制の再交付 (一) 日野総合事務所 所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				総合事務所長
10	同細則第11条の規定による産業廃棄物再生利用業の指定の取消し又は事業の停止の命令 (一) 日野総合事務所 所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				総合事務所長
11	同細則第12条において準用する同細則第4条の規定による産業廃棄物再生利用業の指定制の返納の受理 (一) 日野総合事務所 所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				総合事務所長
12	同細則第13条において準用する第2条第3項の規定による許可届の書換え交付 (一) 日野総合事務所 所の所管区域に係るもの(告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				総合事務所長
13	同細則第14条の規定による産業廃棄物処理施設設置許可届の再交付 (一) 日野総合事務所 所の所管区域に係るもの(告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				総合事務所長
14	同細則第15条において準用する同細則第4条の規定による産業廃棄物処理施設設置許可届の返納の受理 (一) 日野総合事務所 所の所管区域に係るもの(告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				総合事務所長
15	同細則第15条の4第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般							

8	同細則第9条第2項又は第3項の規定による産業廃棄物再生利用業の変更の届出の受理又は指定制の書換交付		<input type="radio"/>					
9	同細則第10条の規定による産業廃棄物再生利用業の指定制の再交付		<input type="radio"/>					
10	同細則第11条の規定による産業廃棄物再生利用業の指定の取消し又は事業の停止の命令		<input type="radio"/>					
11	同細則第12条において準用する同細則第4条の規定による産業廃棄物再生利用業の指定制の返納の受理		<input type="radio"/>					
12	同細則第13条において準用する第2条第3項の規定による許可届の書換え交付 (一) 告示縦覧を要するもの (二) (一)以外のもの		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	保健所長
13	同細則第14条の規定による産業廃棄物処理施設設置許可届の再交付 (一) 告示縦覧を要するもの (二) (一)以外のもの		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	保健所長
14	同細則第15条において準用する同細則第4条の規定による産業廃棄物処理施設設置許可届の返納の受理 (一) 告示縦覧を要するもの (二) (一)以外のもの		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	保健所長
15	同細則第15条の4第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般		<input type="radio"/>					

